

岩手県警察航空隊の運営及び航空機の運用要綱 の制定について

(平成6年8月17日岩地域発第620号警察本部長)

[沿革] 平成13年3月岩地域発第127号

各 部 長
各 所 属 長

平成5年1月1日付け、外勤警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号)の改正により警察航空機の運用に関する規定が削除され、題名が「地域警察運営規則」(平成4年国家公安委員会規則第20号)に改められるとともに、「航空機使用管理規則」(昭和37年国家公安委員会規則第3号)の一部が改正され題名が新たに「警察用航空機の運用等に関する規則」に改正された。

一連の規則改正を受けて、一部改正につき「岩手県警察航空機の使用管理に関する訓令」(昭和60年岩手県警察本部訓令第12号)を「岩手県警察航空機の運用等に関する訓令」(平成6年岩手県警察本部訓令第1号)に全部改正したところであり、改正訓令に基づき航空隊の具体的運用について定める運用要綱を新たに制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「岩手県警察航空隊の運営及び航空機の運用要綱の制定について」(平成2年6月15日付け岩外勤発第391号)は、廃止する。

別添

岩手県警察航空隊の運営及び航空機の運用要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要綱は、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)及び岩手県警察航空機の運用等に関する訓令(平成6年岩手県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。)に基づき、航空隊の運営、航空機の運用、臨時発着場の指定及び使用等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 航空隊の運営

(勤務種別及び勤務方法)

第2 航空隊に勤務する職員(以下「隊員」という。)の勤務制及び勤務時間は、警察職員の勤務時間に関する訓令(平成7年岩手県警察本部訓令第6号)第2条第1項、第3条第1項及び第4条に定める勤務とする。

(分掌事務)

第3 航空隊の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 航空管理係

- ア 航空隊の予算に関すること。
- イ 航空隊の庁舎管理に関すること。
- ウ 航空隊の庶務及び渉外に関すること。
- エ 航空機搭乗(使用)承認申請書等の受理及び承認手続に関すること。
- オ その他他の係の分掌に属さない事務に関すること。

(2) 航空係

- ア 航空機の操縦に関すること。
- イ 航空機の運航計画及び調整に関すること。
- ウ 臨時発着場の選定及び調査に関すること。
- エ 航空局に対する申請手続に関すること。
- オ その他特に命ぜられた事項

(3) 整備係

- ア 航空機の点検整備に関すること。
- イ 整備に関する航空局への申請手続及び報告に関すること。
- ウ 航空関係器材、工具等の保守管理に関すること。
- エ 航空機燃料及び油脂の取扱いに関すること。
- オ その他特に命ぜられた事項

(教養訓練)

第4 航空隊長は、航空機を効率的に運用し、かつ、飛行の安全を確保するため、操縦、整備等必要な知識及び技能について所属の隊員に対し、機会あるごとに教養訓練を行わなければならない。

(事件等の引継ぎ)

第5 航空隊が取り扱った事件、事故等は、所轄署長に引き継ぐものとする。

(住居等)

第6 航空隊員は、航空隊の所在地を管轄する警察署の管轄区域内に居住しなければならない。ただし、警務部長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(不在時の体制)

第7 航空隊施設に非常通報装置を設置し、不在時にはこれを作動状態にしておくものとする。ただし、生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)が必要と認めるときは、これと併せて当直員を置くことができる。

(待機要員の指定)

第8 地域課長は、突発事案等に対処するために必要があると認めるときは、勤務を要しない日、休日その他の正規の勤務時間外において、隊員の中から待機要員を指定することができる。

(活動状況報告)

第9 運航責任者は、航空隊の勤務当日における気象状況、隊員の健康状態その他必要と認める事項について、その都度管理責任者に口頭報告するものとする。

2 運航管理者は、前項に掲げるもののほか、航空機の運行計画並びに使用及び管理の状況を明らかにするため、次に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 航空隊業務日誌(様式第1号)
- (2) 飛行結果報告書(様式第2号)
- (3) 整備点検等実施状況報告書(様式第3号)

第3章 航空機の運用

(運用の基本)

第10 航空機の運用に当たっては、地域警察運営規則(平成4年国家公安委員会規則第20号。以下「運営規則」という。)第2条の任務を達成するため、常に警察署並びに運営規則第4条に定める他の活動単位及び通信指令室との連携を図るとともに、管内の実態に即した活動に努めるものとする。

(航空基地及び活動区域)

第11 岩手県警察航空隊の航空基地は、花巻市葛第三地割183番地1花巻空港内に設置し、その活動区域は、原則として岩手県内全域とする。

(航空機による活動)

第12 航空機による活動は、規則第7条に定める任務を基本とし、下記の活動を行うものとする。

(1) 基本活動

ア 警ら

別表第1に定める飛行警ら区域の空域又は路線を巡航して、地上等における異常な事象の警戒活動及び管内の地形、地理、交通の状況、公害の発生状況その他の実態掌握活動に従事することをいう。

イ 訓練

航空機操縦士等の技量維持向上のための訓練飛行に従事することをいう。

ウ 航空機の待機

事件事故等緊急事態に即応するため、航空基地において航空機、無線機器その他
装備器材の点検整備及び書類の作成、整理等に従事することをいう。

(2) 特別活動

ア 緊急配備活動

緊急配備のための活動をいう。

イ 初動措置活動

事件事故等の事案が発生した場合に、当該事案に係る被疑者の検索、事故の状況
把握等の初動措置のための活動をいう。

ウ 救難活動

山岳遭難救助、水難救助その他人命の救助及び捜索救難のための活動をいう。

(3) 自隊活動

試験飛行、委託整備等の空輸飛行、国家試験受験のための飛行等航空機の維持管理
及び航空従事者の資格に係る飛行活動をいう。

(4) 支援活動

ア 他部門の支援活動

捜査員等の輸送、災害警備、警衛警護に従事する場合等、地域警察部門以外の活
動をいう。

イ 応援派遣

警察法第60条第1項の規定に基づく各都道府県への応援派遣に係る航空機の活動
をいう。

ウ 行政支援

県、市町村等の公共機関からの要請により活動することをいう。

(運用上の配意事項)

第13 地域課長は、航空機の運用に当たっては、常に関係所属長と連携を図りながら、管
内の治安情勢、警察活動の実態等を勘案し、航空機の活動に反映させるなど効率的な運
用に配意しなければならない。

2 航空機による警らに当たっては、次の事項に配意しながら実態把握に努めるものとし
る。

(1) 陸上及び海上交通の状況並びにその異常の有無

(2) 高速道路及び主要幹線道路の交通状況の把握

(3) 密漁、密航等不審船舶の警戒

(4) 鉄道施設及び鉄道線路の異常の有無

(5) 石油コンビナート、発電所、主要変電所、都市ガスの基地、貯水池等の警戒

(6) 大規模遊園地、海水浴場その他人のい集する場所の警戒及び付近の交通状況等の把
握

(7) 河川、山林、海上等における公害関係の把握

(8) 災害危険箇所の警戒

(9) 警察無線中継所等警察施設の警戒

(10) その他無線中継所、電力施設、水道施設等重要防護対象施設等の警戒

第4章 臨時発着場の指定及び使用

(臨時発着場候補地の選定)

第14 署長は、訓令第9条に基づく臨時発着場の指定を受けるため、1箇所以上の候補地
を選定し、本部長に報告するものとする。

2 署長は、おおむね次の基準により臨時発着場候補地を選定するものとする。

(1) 周囲の環境や施設等を変更することなく自然の状態で使用できること。

(2) 離発着に必要な十分な広さを有し、付近に障害物がないこと。

(3) 土地の所有(管理)者から継続して使用承諾を得られること。

(4) 地表面には傾斜がなく、極端な起伏がないこと。

(5) 住宅地に近接する等騒音問題が危ぐされる場所でないこと。

(臨時発着場候補地の報告方法)

第15 署長は、次に掲げる方法により臨時発着場の報告を行うものとする。

- (1) 土地の所有（管理）者から、使用承諾書を得ること。ただし、相手方に定められた様式がある場合はその様式に従うこと。
- (2) 臨時発着場調査表には、当該場所の図面（縮尺付きのものが望ましい。）及び周囲の状況を撮影した写真を添付すること。
- (3) 既存の図面がない場合には、実測した略図を添付すること。
- (4) 上記のいずれの図面にあっても、建物、樹木、送電線等の障害物の位置及び高さ（目測でもよい。）を必ず付記すること。

（臨時発着場の指定及び使用）

第16 本部長は、報告された候補地の中から使用できる臨時発着場を指定し、管轄する署長に、臨時発着場指定書により通知するものとする。

2 指定された臨時発着場を使用するときは、その都度、臨時発着場の所有（管理）者から、使用の承諾を得て使用するものとする。

（臨時発着場変更時の報告）

第17 署長は、臨時発着場の周辺等が変化し、臨時発着場として適合しなくなった場合、又は土地の所有（管理）者から使用承諾を得られなくなった場合は、速やかに本部長に報告するものとする。

第5章 安全管理

（搭乗者の遵守事項）

第18 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、別表第2に定める航空機搭乗者心得を遵守しなければならない。

（臨時発着場の安全措置）

第19 臨時発着場を使用する所属長は、次に掲げる安全措置を講ずるものとする。

- (1) 航空機の離発着時には関係者以外の航空機周辺への立入を禁止すること。
- (2) 風向きや風速が判別できるように吹流しを設置すること。ただし、吹流しを設置できない場所であるときは、事前にその旨を機長に通報すること。
- (3) その他、機長からの要請に基づく措置を講ずること。

（航空基地防護）

第20 訓令第25条の規定に基づく航空基地防護計画は、別表第3のとおりとする。

2 防護計画に基づく非常事態発生時における連絡系統は、別表第4のとおりとする。

第6章 事故発生時の措置

（航空機事故発生時の連絡）

第21 航空機事故を認知した場合は、別表第5に定める航空機事故発生時連絡系統図に従って本部長に報告すること。

別表第1 (第12関係)

飛行警ら区域



別表第 2 (第18関係)

航 空 機 搭 乗 者 心 得	
離 陸 前	<ol style="list-style-type: none"> 1 搭乗する前に、業務遂行に関する打合わせを十分に行うこと。 2 搭乗準備は、離陸20分前に完了すること。 3 みだりに航空機に触れないこと。 4 定められた場所以外では禁煙しないこと。 5 携行品のある場合には、あらかじめ機長に申し出ること。 6 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。 7 高血圧、風邪等で身体に異常のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 8 用便は必ず済ませておくこと。 9 係員の指示に従って行動すること。 10 頭上の回転翼（主ローター）及び尾部ローターに注意すること。 11 航空従事者等の許可なく駐機場、格納庫内等に車両を乗り入れないこと。 12 自分の身体に合わせてベルトを調整すること。
飛 行 中	<ol style="list-style-type: none"> 1 機長の許可なく禁煙しないこと。 2 機長の許可なく座席から動かないこと。 3 無線通信は、機長の許可を得て行うこと。 4 機内の装備品には、みだりに手を触れないこと。 5 機外には、絶対、物を捨てないこと。 6 飛行中、身体に不調を生じたときは、直ちに機長に申し出ること。
着 陸 後	<ol style="list-style-type: none"> 1 忘れ物がないか確認すること。 2 機長の許可なくドアを開いたり、降りたりしないこと。 3 機体から降りたときは、機体の前方に向かって離れること。

指定された日時に搭乗できない時は、事前に警察航空隊に連絡してください。

別表3（第20関係）

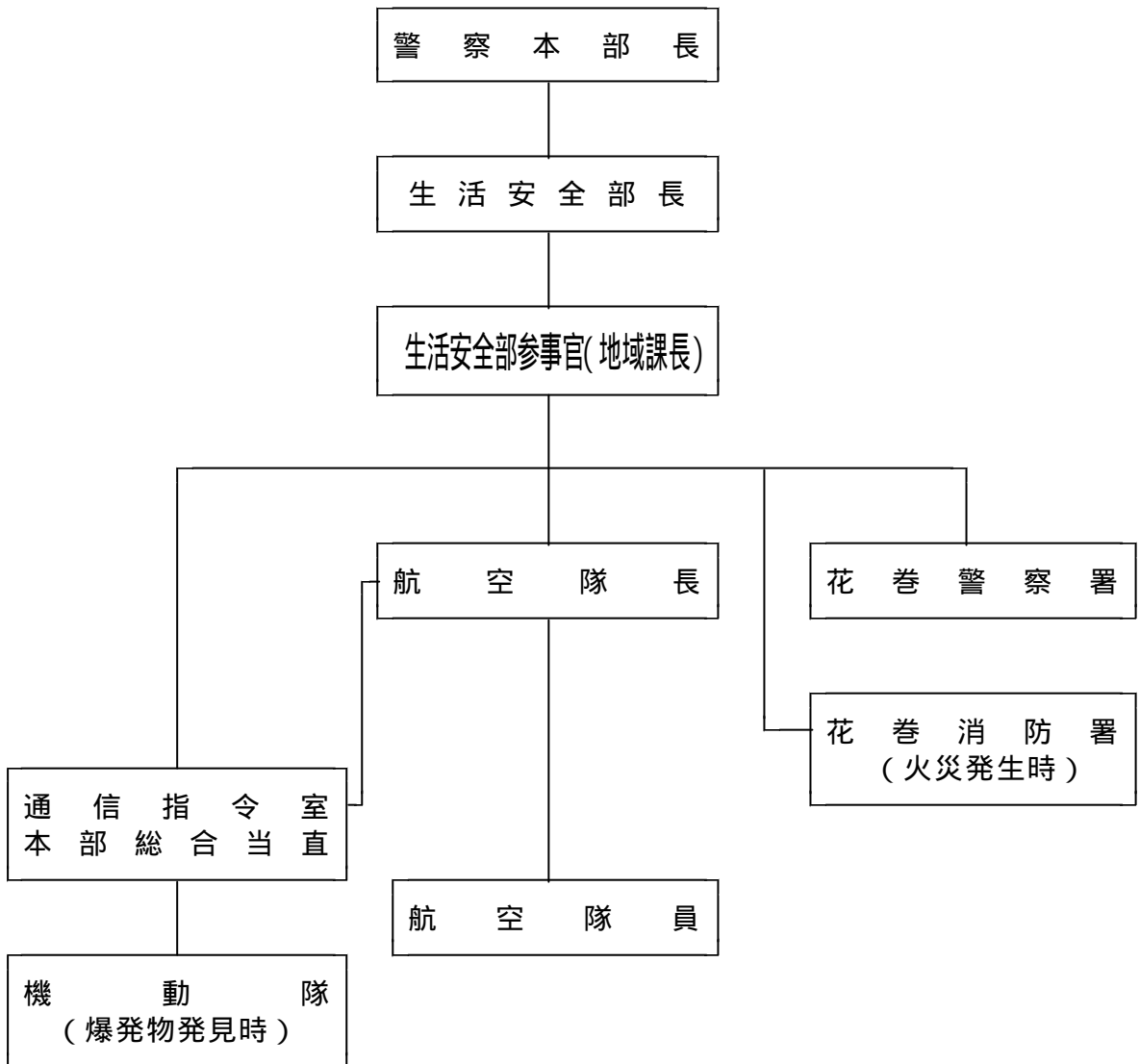
航空基地防護計画

区 分	種 別	と る べ き 措 置
防 災	整 理 整 頓	航空隊員は、防災保全のため、常に格納庫内外の整理整頓に努め、特に、航空機の搬出経路等には物件を放置してはならない。
	油 脂 類 の 保 管	油脂類は、油脂庫に保管するものとする。
	火 気 の 使 用	航空基地敷地内における火気は、暖房装置を除き、事務室、整備士控室及び整備作業室以外で使用してはならない。 整備作業室における火気の使用は、工作作業に従事する場合以外は使用してはならない。 事務室及び整備士控室以外では、禁煙してはならない。
避 難	避 難 搬 出	火災その他非常の場合、航空機はエプロン又は誘導路まで、電源車は航空機の避難場所まで搬出しなければならない。
	非 常 持 出	航空基地における非常持出物品は、航空日誌（飛行用、地上用）、飛行規程、航空機登録証明書、耐空証明書及び運用限界等指定書並びに無線局免許状とする。
火 災 時 の 措 置	航 空 隊 員	勤務時間中に火災（施設に対する攻撃による場合を含む。）が発生した場合は、初期的消火活動を行うものとする。 消火活動は、携帯消火器及び施設消火器により消化を行い避難搬出は、施設消火器の作動後行うものとする。
	当 直 員	勤務中に火災（施設に対する攻撃による場合を含む。）が発生した場合は、携帯消火器により初期的消火活動を行うものとするが、状況によっては、施設消火器等により消火又は航空機の避難搬出及び非常物品の持出しを行うものとする。
	隣 接 火 災	隣接の施設に火災が発生した場合は、すべての扉窓を閉鎖し、施設消火器等を使用して延焼の防止及び消火援助を行うものとする。
	報 告	火災発生時には、直ちに花巻消防署に通報するとともに、地域課長（当直中は本部総合当直責任者）へ報告するものとする。

その他非常の場合	地震	被害の生ずるおそれのある地震が発生した場合は、速やかに使用中のすべての火気を消火するとともにガスの元栓を閉じ、状況に応じて航空機の避難搬出を行うものとする。
	爆発物等	不審な物件を発見し、その物件の形態、状況等からして爆発物等と予想されるときは、通信指令室及び警備部機動隊へ通報するとともに、措置状況を地域課長に報告するものとする。
	その他の災害等	その他の災害等で航空基地に被害の及ぶおそれがあるときは、人命の安全と航空機の保全に配慮して対処しなければならない。
報告及び連絡	報告連絡	災害その他非常事態の発生、措置、被害等については、速やかに地域課長に報告するほか、別表第4「非常事態発生時における連絡系統図」より報告（連絡）しなければならない。
その他	配置図	航空隊長は、航空基地及びその周辺の施設等の配置図、緊急時の搬出要領及び航空基地における消火器等の配置図を作成し、事務室、整備士控室等に掲示しておかなければならない。

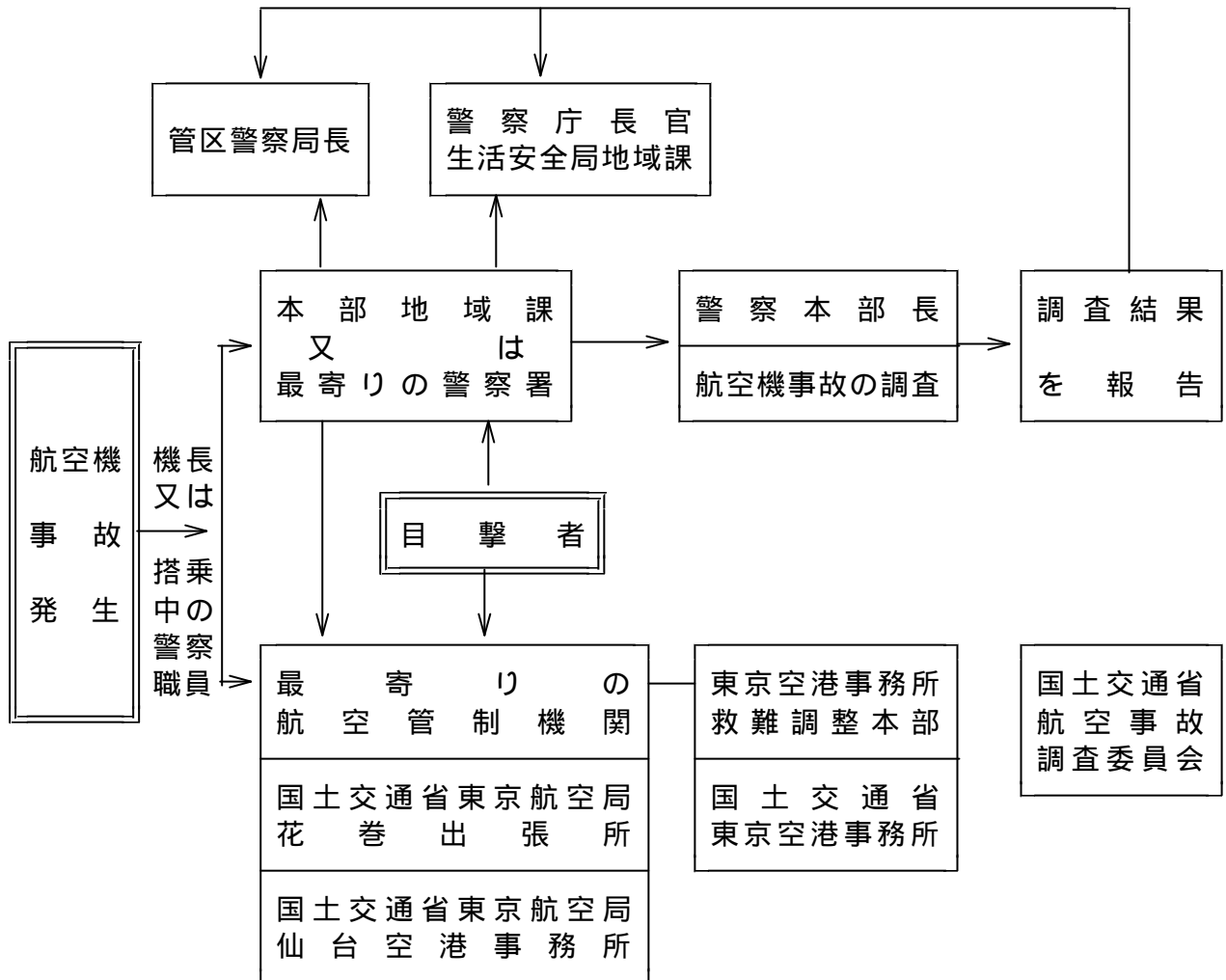
別表第4（第20の2関係）

非常事態発生時における連絡系統図



別表第5（第21関係）

航空機事故発生時連絡系統図（報告要領）



報 告 要 領	
警察庁・管区警察局に対する報告内容	国土交通省航空局に対する報告内容
1 航空機の登録記号及び型式	1 機長又は当該航空機の使用者の氏名若しくは名称
2 機長の氏名	2 事故の発生した日時及び場所
3 特定事故発生の日時及び場所並びに当該場所における当事の気象状況	3 航空機の国籍、登録記号、型式及び無線局の呼出符号
4 死傷者（行方不明者を含む。）の氏名及び負傷の程度、その他死傷者の捜索、救護等に関して参考となる事項	4 航空機事故の概要
5 物件の損壊の程度	5 死傷者（行方不明者を含む。）
6 特定事故の原因とされる事項	6 物件の損壊程度
7 特定事故に対する措置の概要	7 その他参考となる事項

様式第1号(第9関係)

課長	調査官	次長	補佐	隊長	課僚

航空隊業務日誌

年 月 日 曜日

勤状	務況	総員		現員		休暇		出張		備考	
天候	午前	午後	飛行時間								
			当日	当月累計	総計	運行可能時間					
			:	:	:	:					
運航状況											
警ら活動			特別活動								
警ら	訓練		緊急活動	初動措置活動	救難救助	自隊用務	夜間飛行				
:	:		:	:	:	:	:				
警察業務の支援活動等											
総務警務	刑事		防・保	警備	交通	応援派遣	行政支援				
:	:		:	:	:	:	:				
飛行任務			飛行時間			飛行区域	要請所属	搭乗者			
			: ~ : (:)					長係査任			
			: ~ : (:)					長係査任			
			: ~ : (:)					長係査任			
整備状況											
当直体制	機械警備	異常の有無	有無	巡視時間	~ ~ ~ ~	取扱事項					
	当直員氏名										
備考											

様式第2号(第9関係)

課長	調査官	次長	補佐	隊長	課僚

飛行結果報告書

(年 月 日)

任務		機長		搭乗者
飛行時間	: ~ :	操縦士		所属 氏名
飛行区域 及び 経路		整備士		
		整備士		
		管理		
活動概要				
航空機 整備状況				
備考				

様式第3号(第9関係)

起案者	年 月 日

課 長	調 査 官	次 長	補 佐	隊 長	課 僚

整備点検等実施状況報告書

実施期間	年 月 日から	機番	A/C	:
	年 月 日まで		E/G	:
実施内容				
処 置				
備 考				